

2019年5月17日

各 位

大阪市中央区北浜二丁目1番10号
光世証券株式会社
取締役社長 巽 大介
(東証第一部 コード番号: 8617)
問合せ先: 総務担当 坂口周次
TEL 06-6209-0820

譲渡制限付株式報酬の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2019年6月26日開催予定の第59回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的および条件

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象役員」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

2. 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであることから、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬額は、昭和61年12月19日開催の第26回定時株主総会において年額250百万円以内とする旨、ご承認をいただいておりますが、本株主総会において当該報酬額の範囲内で、対象役員に対し、譲渡制限付株式に関する報酬としての金銭報酬債権を支給することについて、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

対象役員は、取締役会決議に基づき上記報酬額の範囲内で支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

対象役員に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数100,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）

また、本制度により発行または処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象役員との間で上記の現物出資に同意していることを前提として、あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、また、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することを含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

以上